

## 同窓会支部設置規程

第1条 この規程は、京都産業大学同窓会規約第4条に基づき、支部の設置に関することを定める。

第2条 支部は、本会および大学の発展に寄与するとともに、支部会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条 本会の支部は次に定めるものとする。

- (1) 都道府県支部
- (2) 市町村単位による地域支部
- (3) 職域支部
- (4) その他支部として認められたもの

第4条 前条第1項第1号に定める支部は、2以上の都道府県が合同で設置できる。設置後、都道府県単位に独立することは差支えない。

第5条 支部の名称は、次に定めるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に定める都道府県支部については、その都道府県名を付し、京都産業大学同窓会〇〇支部と称する。ただし、2以上の都道府県が合同で設置する場合はこの限りでない。
- (2) 第3条第2号に定める市町村単位による地域支部については、その市町村名を付し、京都産業大学〇〇〇B会と称する。
- (3) 同第3号および第4号に定める支部については、特に制限をしない。ただし、前2号に定める名称の使用はできない。

第6条 支部を設置するときは、正会員5名以上の連記による支部設立申請書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

第7条 支部は設立総会において、次の各号に定める事項を決定することにより発足する。

- (1) 支部規則
- (2) 支部役員

(3) その他支部の運営に必要な事項

2 前項第1号に定める支部規則は、京都産業大学同窓会規約に準ずるものとする。

3 支部役員は、次のとおりとする。

(1) 支部長 1人

(2) 副支部長 2人

(3) 会計 1人

(4) その他支部の運営に必要な役員

第8条 支部会員は、支部設置地域在住の準会員を除く全員とする。ただし、設置地域外にあっても、支部長が認めた会員については支部会員とすることができる。

第9条 支部は、年1回総会を開催するものとする。

第10条 支部は会長に対し次の各号について文書で報告するものとする。

(1) 総会

(2) 支部活動

(3) その他支部長が必要と認めた事項

第11条 支部に対して補助金および援助金を交付する。

2 補助金および援助金については、支部助成細則に定める。

第12条 第10条に定める報告がなされないときは、理事会の議を経て、会長はその改組を勧告し、または廃止することができる。

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行なうことができる。

附 則

この規程は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年7月10日から適用する。

附 則

この規程は、昭和60年9月27日から適用する。

支 部 設 立 申 請 書

平成 年 月 日

京都産業大学同窓会会長殿

発起人代表

\_\_\_\_\_  
印  
(昭・平 年 学部卒)

今般、下記のとおり支部を設置いたしたく申請します。

記

支 部 名 \_\_\_\_\_

設立予定年月 平成 年 月

発 起 人

\_\_\_\_\_  
(昭・平 年 学部卒)

\_\_\_\_\_  
(昭・平 年 学部卒)

\_\_\_\_\_  
(昭・平 年 学部卒)

\_\_\_\_\_  
(昭・平 年 学部卒)

\_\_\_\_\_  
(昭・平 年 学部卒)